

平成30年第 3 回基山町議会（定例会） 会議録 （第 1 日）						
招集年月日	平成30年 9 月 4 日					
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開会	平成30年 9 月 4 日 9 時 3 0 分			議 長	品 川 義 則
及 び 宣 告	散会	平成30年 9 月 4 日 1 2 時 1 4 分			議 長	品 川 義 則
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1 番	松 石 健 児	出	8 番	河 野 保 久	出
	2 番	大久保 由美子	出	9 番	重 松 一 徳	出
	3 番	末 次 明	出	10番	鳥 飼 勝 美	出
	4 番	栗 野 久 明	出	11番	大 山 勝 代	出
	5 番	久保山 義 明	出	12番	松 石 信 男	出
	6 番	牧 藺 綾 子	出	13番	品 川 義 則	出
	7 番	木 村 照 夫	出			
会 議 録 署 名 議 員		6 番	牧 藺 綾 子		7 番	木 村 照 夫
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤 田 和 彦		（係長） 久保山 晃 治		（書記） 川 添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		まちづくり課長		内 山 十 郎
	副 町 長	酒 井 英 良		定住促進課長		長 野 一 也
	教 育 長	大 串 和 人		建 設 課 長		古 賀 浩
	総務企画課長	熊 本 弘 樹		会 計 管 理 者		酒 井 智 明
	財 政 課 長	平 野 裕 志		教 育 学 習 課 長		井 上 克 哉
	税 務 課 長	寺 崎 博 文		こども課保育園長		高 木 久 幸
	住 民 課 長	吉 田 茂 喜		産業振興課参事		寺 崎 一 生
	健康福祉課長	中牟田 文 明		まちづくり課図書館長		天 本 洋 一
	こ だ も 課 長	平 川 伸 子		代 表 監 査 委 員		過 能 義 隆
産 業 振 興 課 長		毛 利 博 司				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会議に付した事件		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 町政報告
提案理由説明 |
| 日程第 4 | 議案第29号 基山町地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
の制定について |
| 日程第 5 | 議案第30号 基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第31号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第32号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第33号 町道の路線の認定について |
| 日程第 9 | 議案第34号 平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて |
| 日程第10 | 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会
計補正予算（第 3 号）） |
| 日程第11 | 議案第35号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第12 | 議案第36号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第13 | 議案第37号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第14 | 認定第 1 号 平成29年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第 2 号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて |
| 日程第16 | 認定第 3 号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて |
| 日程第17 | 認定第 4 号 平成29年度基山町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第18 | 報告第 4 号 平成29年度基山町健全化判断比率等の報告について |
| 日程第19 | 報告第 5 号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について |
| 日程第20 | 決算特別委員会の設置について |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただいまから平成30年第 3 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、牧菌綾子議員と木村照夫議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から21日までの18日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 町政報告

○議長（品川義則君）

日程第 3 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成30年第 3 回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」外 3 件、町道認定案件が「町道の路線の認定について」、未処分利益剰余金処分案件が「平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認（平成30年度基山町一般会計補正予算（第 3 号））」、予算案件が「平

成30年度基山町一般会計補正予算（第4号）」外2件、決算認定案件が「平成29年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「平成29年度基山町健全化判断比率等の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、ふるさと大使についてでございます。

本町の豊かな自然と歴史、産業、観光などのさまざまな分野の情報を広く全国に発信していただき、町のイメージ向上を図るために「きのくに祭り」のステージ上で「どぶろっく」に、ふるさと大使を委嘱しました。お二人とも基山町の出身で、コンビ結成以来、お笑いコンビとして、また、ミュージシャンとしても広く活躍されています。また、今回、基山町の歌としてつくっていただいた「佐賀の先っぽ基山」を披露していただきました。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月24日に開催され、平成29年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全4議案が審議され原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、平成29年度歳入歳出決算の認定等について、全5議案が審議され原案どおり可決されました。

次に、平成30年7月5日からの平成30年7月豪雨についてでございます。

7月5日から7日にかけての梅雨前線による豪雨では、役場の雨量計で、降り始めからの総雨量が458ミリ、1時間当たりの最大雨量は、6日午後4時から1時間に54ミリを計測しました。

町では、7月6日午前4時55分に土砂災害警戒情報が発令されたことから、自主避難所を町民会館に午前5時に開設しました。

午後から大雨が長時間続いたため、7月6日午後4時30分に町内全域に避難勧告を発令しました。その後、午後5時10分に大雨特別警報が発令されました。

さらに、亀の甲ため池が決壊する恐れがあることから、6日午後7時に第1区地区に避難指示を発令しました。

避難については、防災行政無線、エリアメール、ホームページで行うとともに消防団によ

る広報も行い、周知を図りました。町民会館に327名の方が避難されました。

この大雨による被害については、特に丸林地区では住宅家屋の全壊が2棟、宅地内土砂流入が10戸、付近の農地には土砂が流入する等、甚大なものとなりました。また、町内全域でも町道や林道の崩壊や農地・農業施設に多くの被害が発生しています。

現在、それぞれの施設の仮復旧に取り組んでおり、今後は本復旧に取り組んでまいります。
次に、消防関係についてでございます。

第34回佐賀県消防操法大会小型ポンプ操法の部が、7月29日に佐賀県消防学校で開催されました。基山町消防団では、本年2月から半年にわたり厳しい練習に励んできた選手が出場しました。当日は、日ごろの成果を発揮し、見事な操法を披露しましたが、惜しくも佐賀県代表の座をつかみ取ることはできませんでした。

次に、地方創生事業についてでございます。

基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、8月8日に基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催し、平成29年度の評価及び平成30年度以降の戦略の見直しについて協議いたしました。

今後とも、地方創生拠点整備交付金や企業版ふるさと納税等を活用し、事業を展開していきます。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

旧役場跡地における「子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業」につきましては、平成31年4月の入居開始に向けて、7月から入居申し込み受け付けを開始しているところでございます。8月末現在の申し込み件数が18件となっております。

「基山定住サプライズプロジェクト」の一環として行っています「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」は、8月末現在の申し込み件数が58件、「新婚世帯家賃補助金」が8月末現在の申し込み件数が15件となっており、今年度の補助金申請の受け付けを終了しております。

また、昨年5月から利用開始しております移住体験住宅につきましては、8月末現在の利用件数が宮浦体験住宅8件、小倉体験住宅7件となっております。

町内の「空き家等売りたい・貸したい人」と「それを買いたい・借りたい人」をマッチングさせる「基山町空き家等情報登録制度（すまいるナビ）」につきましては、8月末の登録状況が、空き家提供者4件、空き家の利用希望者23件となっています。

次に、「第31回きのくに祭り」についてでございます。

7月21日に「第31回きのくに祭り」が開催されました。今年度は、恒例のイベントに加え、基山町出身のお笑いコンビ「どぶろっく」をゲストとして迎え、お笑いライブとお二人のふるさと大使の任命を行いました。あわせて、「どぶろっく」による「基山の歌」の披露も行われました。

当日は晴天に恵まれ、町内各区からの参加者に加え、町外からも多くの見物客でにぎわいました。

次に、文化事業についてでございます。

8月18日、19日の2日間にわたり、1950年から1960年代の優秀映画を鑑賞する「きやま名画座」を町民会館大ホールで開催し、約250名の御入場をいただきました。

次に、きやま創作劇についてでございます。

6月14日に、3回目となります「きやま創作劇」の説明会を行い、約120名の参加をいただきました。今年度は「草莽の民～明治基山に生きた人達～」という演目で、12月の公演に向けて6月30日から練習を始めております。夏休み期間中は火・木・土曜日の3日間、9月からは毎週木・土曜日の2日間練習を行っております。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病防止や疾病の早期発見のための総合健診として特定健診及び各種がん健診を5月と6月にそれぞれ7日間、計14日間実施しました。

例年同様、効率的な対応や働く子育て世代のための対応として、事前予約制による当日の待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診の設定、土日検診の実施及び基山町母子保健推進員の協力のもと託児日設定を行い実施しました。

また、国保の方で保健センターでの特定健診を受診された方のうち希望者には、ピロリ菌検査や特定健診後の保健指導を「健診結果説明会」として実施しました。

次に、基山町保育所等整備についてでございます。

基山町立保育所等の建設については、基本設計委託事業者の公募をプロポーザル方式にて実施し、6月26日に技術提案プレゼンテーション及び第2次審査により契約候補者を選定し、7月19日に業務委託契約を締結しました。

今後、基本設計（案）により、パブリックコメント及び基山保育園保護者や町民との意見交換を行い、基本設計を策定していくこととしています。

平成31年4月に開所予定のバディ保育園につきましては、建設に伴う補助金の国の内示を

受けて、7月下旬に交付決定を行いましたので、8月1日に工事が着工され、建設工事が進められております。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

本年度も夏季休業中のひまわり教室利用者がふえましたので、基山小学校のランチルームを借用し、全ての申し込み者を受け入れ、運営を行いました。

本年度は、放課後児童クラブ利用児童の環境改善を図るため、基山小学校敷地内のひまわり教室の増室を行いましたので、余裕のある運営を行うことができました。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

8月3日、4日に基山町青少年育成町民会議主催の青少年夏期研修を、基山町合宿所を宿泊所として、小中学生27名が参加し、実施しました。

7月の豪雨により、当初計画していた登山は中止となりましたが、3日は久留米市にある福岡県青少年科学館でプラネタリウム、4日は福岡市にあるマリンワールドの見学を実施しました。

2日間の集団行動を通じて、学校や学年が違う子どもたちが、互いに協力し合うことやルールを守ることの大切さを学びました。

次に、多文化共生事業についてでございます。

日本人と外国人の相互理解と交流を目的とした「第1回こくさいフェスタ」を8月19日に基山モール商店街を会場として開催しました。交流事業は、「第3区SUN3サロン」や「にほんごきいまん」の方々の協力を得ながら、外国人40人を含む80の方に御参加いただき、交流を深めることができました。

また、9月からは、基山で暮らす外国人の方々が地域とつながり、ともに活躍できる橋渡しとなる「きやま・くらしの日本語教室」を開催することとしています。

次に、生活環境事業についてでございます。

6月3日に町内一斉美化活動を町内の各区で取り組んでいただき、可燃物等約7.1トンが集まり、町内美化を進めていただきました。

また、鳥栖市との連携事業である「親子で川の生き物調査～水生生物調査～」を7月22日に基山会場、8月4日には鳥栖会場で実施しました。この事業は、川の中に住んでいる生物の種類により川の汚れの調査を行うもので、基山会場の基山共同乾燥場には24組64名の参加があり、調査ではきれいな川との結果が出ました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。4月からの申し込み件数は、現在5人槽が6件、7人槽が1件、計7件となっております。今後も継続して設置補助の募集を行っていきます。

次に、工事発注及び進捗状況についてでございます。

町道舗装補修第1期工事（玉虫1号線外）につきましては、平成30年7月11日から平成30年9月28日までの工期で、興和道路株式会社が567万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は80%でございます。

町道維持補修第3期工事（宿1号線外）につきましては、平成30年7月11日から平成30年10月15日までの工期で、前田土木有限会社が1,054万800円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

町道維持補修第4期工事（箱町・麦尾線）につきましては、平成30年8月1日から平成30年10月31日までの工期で、天本土木有限会社が583万2,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

道工30補第1号本桜・城の上線道路改良工事につきましては、平成30年6月6日から平成30年10月31日までの工期で、有限会社飛松建設が937万4,400円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

道工30補第2号橋梁補修工事（伊勢山橋）につきましては、平成30年6月6日から平成30年10月31日までの工期で、太平商工株式会社が831万6,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は60%でございます。

道工30補第3号橋梁補修工事（花町橋）につきましては、平成30年6月27日から平成30年11月30日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が583万2,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

子育て世代包括支援センター相談室設置工事につきましては、平成30年7月11日から平成30年9月28日までの工期で、株式会社酒井工業所が594万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は70%でございます。

町営テニスコート改修工事（人口芝生化工事）につきましては、平成30年8月1日から平成30年10月16日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,449万6,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟トイレ）につきましては、平成30年8月1日から平成30年10月19日までの工期で、株式会社堀田工務店が3,045万6,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

次に、小・中学校補充学習事業についてでございます。

主体的な学習の仕方を身につけさせ基礎的・基本的な学力の定着及び活用力の向上を図るため基山小学校と若基小学校の6年生を対象にした算数の放課後補充学習を、6月13日から基山小学校25名、若基小学校13名の参加により事業を開始いたしました。

補充学習は、民間の学習塾の事業者により、基山小学校はランチルーム、若基小学校は6年学習室を会場に水曜日に行っております。また、本年度から新たに小学3年生を対象に算数の放課後補充学習を9月中旬から開始予定としております。

基山中学校補充学習事業については、1・2年生を対象とした「放課後学習会」を6月11日から実施しています。また、3年生を対象にした「土曜学習会」を、9月下旬から開始する予定としております。放課後学習会には75名の申し込みがあり、補充学習支援員の支援のもと、数学と英語を基本に自学自習形式で学習会を実施しています。

次に、九州中学校体育大会及び全国中学校体育大会についてでございます。

九州大会が8月上旬に、全国大会が8月中旬に開催され、九州大会には、水泳、空手道、陸上競技、柔道個人に6名が出場し、全国大会には柔道個人女子1名が出場しました。選手たちは、日ごろの練習の成果を十分に発揮しました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

本町園部の夜水地区の住宅地の開発行為に伴い、夜水遺跡内における埋蔵文化財発掘調査を7月末より着手いたしました。この地区では、事前の確認調査により、約2000年前の弥生時代の痕跡を示す土坑などが確認されており、10月末の完了予定で作業を進めています。

次に、図書館事業についてでございます。

7月12日に「セカンドブックプレゼント事業」、7月20日に「ブックスタート事業」、7月25日に「子ども安全お話会」、8月1日に「弥生時代の巴形銅器を作ろう」、8月8日に「夢トラックの絵をかこう」を行い、多くの方々に参加していただきました。

また、郷土資料コーナーでは、佐賀県立名護屋城博物館との共催で、「特別史跡名護屋城跡並びに陣跡」特別展を開催し、開催記念講演会として8月25日に「肥前名護屋発『おね』への手紙」を行い、20名の参加がありました。

今後とも、知・学・交流の拠点として魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館を目指して推進してまいります。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

7月末時点では、1万1,717件、2億6,555万円の寄附申し込みをいただいております。昨年の同時期に比較しますと、件数で4.3倍、金額で2.7倍となっております。

以上をもちまして町政報告を終らせていただきます。

日程第4～19 議案第29号～議案第34号、承認第5号、議案第35号～議案第37号、認定第1号～認定第4号、報告第4号、報告第5号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第29号から日程第9．議案第34号まで、日程第10．承認第5号、日程第11．議案第35号から日程第13．議案第37号まで、日程第14．認定第1号から日程第17．認定第4号まで、日程第18．報告第4号、日程第19．報告第5号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成30年第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件4件、町道認定案件1件、未処分利益剰余金処分案件1件、専決処分承認案件1件、予算案件3件、決算認定案件4件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第29号 基山町地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

地域再生法第5条第4項第1号イの規定により、地域再生計画に記載された事業に要する財源に充てるため、地方創生拠点整備交付金（基金造成事業）交付要綱に基づき、基山町地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第30号 基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例の制定についてでございます。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項の規定に基づき、基山町歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議等を行う基山町歴史まちづくり推進

協議会を設置するため、基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第31号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員に係る要件を緩和するため、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第32号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の代替保育の確保及び食事の提供、食事の外部搬入の現行経過措置を延長するため、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第33号 町道の路線の認定についてでございます。

今回の町道の認定につきましては、住宅地の開発行為に伴います道路の2路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第34号 平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第5号 専決処分の承認（平成30年度基山町一般会計補正予算（第3号））を求めることについてでございます。

7月の豪雨災害に伴い、一般会計の予算に補正が急務であるため、平成30年8月3日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第35号から議案第37号までは、平成30年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第35号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として、18億5,067万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算とあわせると一般会計予算総額は歳入歳出とも96億623万9,000円となります。

次に補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、7月豪雨災害に伴う災害復旧費についてでございます。

今回被災した、町道、水路、農地、農業用施設、林道などの災害復旧費を追加するものでございます。速やかに復旧に取り組んでまいりたいと考えております。また、災害復旧事業の財源としましては、国庫負担金、県補助金、受益者分担金、町債を充てることを計画しております。補正額は、6億1,875万3,000円でございます。

次に、基山保育園等建設事業についてでございます。

生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の事業採択を受け、その事業進捗を図るため事業費を追加するものでございます。また、この補助事業費とあわせて、造成工事費や道路改良費などの町単独事業費を追加するものでございます。

なお、財源としましては、国庫補助金、基金繰入金、町債を充てることを計画しております。

補正額は、6億8,485万1,000円でございます。

次に、跨線橋（鹿児島本線）橋梁補修事業負担金についてでございます。

これは、基山駅通り橋の補修について、屋根部の追加工事が必要になったため、鉄道施設管理者への事業負担金を変更するものでございます。

補正額は、517万1,000円でございます。

以上、概要を申し上げましたが、他の内容については担当課長より説明いたします。

議案第36号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として1億690万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算とあわせると、予算総額は歳入歳出とも21億3,751万2,000円になります。

なお、補正予算の内容は、財政調整基金積立金、療養給付費等負担金償還金等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第37号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として2,521万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算とあわせると、予算総額は2億5,747万2,000円となります。

なお、補正予算の内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、認定第1号から認定第3号までは、平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成29年度の基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に平成29年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。

概要について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まずは、一般会計の決算の概要について説明いたします。

平成29年度は、基山町の地域資源や交通の要衝及びコンパクト拠点としての利便性を生かしながら、前年度に引き続き地方創生の推進に取り組みました。

具体的には、旧庁舎用地を利用し、PFIを活用した地域優良賃貸住宅の建設に着手し、放課後児童クラブ（ひまわり教室）の増室、老人憩の家から多世代交流センター憩の家への増改築、ジビエ解体処理施設及び合宿所の建設を行いました。今後、これらの施設の利用促進を図り、地方創生の推進を行っていきます。また、これらの事業を推進するに当たり、国、県の補助金等やふるさと応援寄附金の活用を積極的行いました。今後も積極的に財源確保の取り組みを行っていきます。

それでは、歳入歳出それぞれについて主なものを申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款．町税につきましては、全体では0.5%の減、額にして1,139万円の減となっております。

次に、13款．国庫支出金につきましては、放課後児童クラブの増室などにより、子ども・子育て支援交付金が約3,640万円、合宿所及び多世代交流センター憩いの家の建設に係る地

方創生拠点整備交付金が約1億4,650万円の増となっております。

次に、14款．県支出金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金が約1,030万円、佐賀県地域医療介護総合確保基金事業補助金が約2,730万円、さが園芸農業者育成対策事業費補助金が約6,080万円の増となっております。

次に、16款．寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金が約5億2,050万円、企業版ふるさと納税寄附金が1,990万円の増により、前年度比93.6%増となっております。

次に、20款．町債につきましては、基山中学校大規模改造事業や多世代交流拠点施設整備事業など、繰り越し事業に係る起債により約3億5,610万円の増となっております。

一方、歳出につきましては、ふるさと応援寄附基金費の増などにより、2款．総務費が約5億1,570万円の増となっております。

次に、3款．民生費につきましては、多世代交流拠点施設整備事業や放課後児童クラブの増室などにより約4億5,410万円の増となっております。

次に、6款．農林水産業費につきましては、ジビエ解体処理施設建設やさが園芸農業者育成対策事業費補助金の増などにより約1億2,170万円の増となっております。

次に、10款．教育費につきましては、基山中学校大規模改造事業、基山小学校及び若基小学校教室エアコン設置事業、合宿所建設事業により、約5億1,760万円の増となっております。

最後に、基山中学校校舎大規模改造事業（管理棟トイレ）、跨線橋（鹿児島本線）橋梁補修事業負担金など7事業、約9,080万円を次年度へ繰り越しております。

以上が平成29年度の決算の概要でございます。

2ページをお願いいたします。

まず、2の決算規模について説明いたします。

歳入総額は81億1,419万7,000円、歳出総額は79億5,019万8,000円で、前年度決算額に比べて歳入は19.2%、歳出は21.6%の増となっています。

次に、3の決算収支の状況でございますが、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は、1億6,399万9,000円の黒字で、そのうち、翌年度に繰り越すべき財源は2,345万4,000円で、実質収支は1億4,054万5,000円となっています。

実質収支の状況や収支の推移については、後ほどお目通しいただければと思います。

3ページをお願いいたします。

4の歳入の状況でございますが、平成29年度歳入決算額は81億1,419万7,000円で、前年度と比べて13億643万4,000円の増となっています。

前年度と比較して増収の主なものは国庫支出金や寄附金等となっており、一方、主な減収といたしましては、町税や財産収入等となっています。

3ページから9ページにかけて、歳入の款ごとの決算状況を記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

10ページをお願いいたします。

5の歳出の状況でございますが、平成29年度の歳出決算額は79億5,019万8,000円で、前年度に比べて14億1,467万4,000円の増となっています。

主な増減のうち、増加したものは総務費や教育費等となっており、減少したものは、公債費や衛生費等となっています。

これより、概要の主な項目について、12ページ以降で説明させていただきます。

主な事業をチョイスして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、13ページをお願いいたします。

(2)総務費の中の、⑦地域イントラネット基盤施設整備事業についてでございますが、基山町のイントラネット環境の安定稼働のための運用保守を行っております。平成29年度は、老朽化した基山町公式ホームページ及びホームページに連携する施設予約管理システムのリニューアルを行いました。また、地方創生推進交付金の事業として、「双方向型地域情報サービスサイト 基山WEBの駅」の構築を行いました。

15ページをお願いいたします。

⑯の移住・定住促進事業についてでございます。

移住定住のPR事業として、福岡都市圏への移住定住支援に実績のある「福岡移住計画」と連携して、平成28年度に立ち上げた移住定住ポータルサイトを通じ、移住体験住宅のPR等を実施しました。移住体験住宅については、平成29年5月より、小倉と宮浦の2棟で運用を開始しており、全国各地から24組66名の方の利用がありました。このうち3組7名が基山町へ移住され、一定の成果がありました。

子育て・若者世帯の住宅取得補助金については、新築住宅46戸と中古住宅9戸の取得について55件の交付実績があり、町外からの移住者は95名（平成28年度の補助制度開始以後の累計で151名）となっており、移住・定住促進に一定の効果がありました。また、新婚世帯家

賃補助金については30件の交付実績があり、結婚を機に基山に移住された方41名（平成28年度の補助制度開始以後の累計で82名）となっており、新婚世帯の移住促進に一定の効果がありました。

次の、⑰中心市街地活性化基本計画策定事業についてでございます。

基山町の中心市街地の活性化のため、平成28年度から取り組んでいました基山町中心市街地活性化基本計画について、平成30年3月23日付で内閣総理大臣の認定を受けたところでございます。

17ページをお願いいたします。

(3) 民生費の中の③介護保険事業についてでございます。

介護保険事業運営に係る経費の町分として、鳥栖地区広域市町村圏組合、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町の1市3町で構成しております負担金の支出を行いました。

地域支援事業として新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、ボランティアの担い手の育成や公民館など、身近な場所で介護予防事業の提供を行う通いの場を始めたところでございます。

19ページをお願いいたします。

⑮子どもの貧困に関する実態調査業務についてでございます。

町の子どもと子育て家庭の生活状況、貧困等の悩み、支援ニーズ等を把握するため、町のゼロ歳から、平成29年度に18歳に達する子どものいる全世帯を対象に、「基山町子ども生活実態調査」を実施しました。配布数といたしましては、ゼロ歳から平成29年度に18歳に達する子どものいる1,507世帯を対象として、有効回収数834件を実施。この実態調査の結果をもとに、基山町の全ての子どもたちが安心して夢と希望を持てる未来をつくれるよう、町としても取り組んでいくための方向性を、「基山っ子未来応援のための4つの柱」として取りまとめました。

4つの柱に沿った支援として、平成30年度に、ひとり親家庭等医療費助成の拡充、小学校放課後補充学習事業の対象学年の拡充について実施し、町の実情に応じた子育て環境の整備を図っていくこととしているところでございます。

21ページをお願いいたします。

(4) 衛生費の中の、⑨健康ブランド化推進事業についてでございます。

「きやま健康プロジェクト」と称して、①きくいもの効果検証、②きくいも講演会開催、

③スロージョギングダイエットキャンプ、④きくいも料理コンテスト、⑤商品開発（きくいもサブリ、きくいもブレンド茶、きくいもゼリー）を行い、生活習慣病の予防などにつながる取り組みを実施しました。

24ページをお願いいたします。

(7) 商工費の中の、②地方創生推進交付金事業についてでございます。

基山町の特産品ブランド化推進事業として、基山産のサカキのブランド化、地元特産品等のブラッシュアップを図ったところでございます。

28ページをお願いいたします。

(10) 教育費の中の、⑦図書館費についてでございます。

基山町立図書館は、平成29年4月1日に開館1周年を迎え、ミニコンサートやオリジナルタグ付き図書館利用者カード入れ作りを行い、多くの方と1周年を祝いました。

図書館事業としては、手をつなごう図書館の会などのボランティアなどの御協力をいただき、毎月2回、定例のお話会や親子絵本トーク会、おりがみ教室、竹あかりナイトなどを行い、多くの方々に御参加いただき、貸し出し冊数は2年間で50万冊を達成しました。

郷土資料コーナーでは、わかやまけん絵本原画展や少年ラケット原画展、それから吉野ヶ里遺跡と基山町千塔山遺跡展などを行い、多世代の学びの支援に努めました。

ブックスタート事業では、乳幼児に絵本の読み聞かせ体験と絵本のプレゼントを行い、セカンドブックプレゼント事業では、小学校1年生に絵本や図書館通いバッグを手渡しして、図書館の利用促進と、乳幼児期から小学校までの子どもの読書環境の整備に努めました。

学校との連携は、図書の貸し出しだけではなく、基山中学校の美術部の作品や小学校で開催されたしおりコンクールの入選作品を図書館に展示するなど、学校との授業の連携に努めたところでございます。

RESASデジタルアカデミー事業では、RESASを活用した情報収集の操作研修を行い、そのデータに基づき、地域の課題を分析し、解決プランの作成を行い、地域人材の育成に努めました。

なお、平成29年度の基山町立図書館の入館者は14万4,707人。図書貸し出し利用者の人数は5万6,572人。図書の貸し出し冊数は26万9,851冊と、旧図書館の2倍以上の利用がありました。

一般会計の決算に係る主要な成果の説明は以上でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計でございます。

平成29年度の決算を見ますと、全体では1億4,387万4,000円の黒字になりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は6,634万2,000円の黒字となっております。

なお、保険給付費につきましては、本年度は前年度に比べ3,498万3,000円の減となっております。詳しくは表等に記載しておりますので、お目通しいただければというふうに思っております。

国民健康保険特別会計の決算に係る主要成果の説明は以上でございます。

34ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者数は、平成30年3月末現在で65歳以上74歳以下が7人、75歳以上が2,224人の、合計2,231人でございます。昨年度末より62人増加しているところでございます。

また、平成29年度の保険料は、調定額が1億7,022万8,987円、収入済額が1億6,939万3,400円でございます。還付未済額は23万6,600円で、収納率が99.37%になっているところでございます。

後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な成果の説明は以上でございます。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、担当課長より後ほど詳しく説明をさせていただければというふうに思っております。

次に、認定第4号 平成29年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

平成29年度の基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、平成29年度基山町下水道事業会計決算に係る主要施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。

概要につきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本町下水道は、平成13年度に供用開始し、計画的に整備を進めております。平成29年度末での整備状況は、事業認可区域が272.0ヘクタールとなりました。このうち下水道整備済み区域は267.7ヘクタールで、事業認可区域内の整備率は98.4%となり、全体計画の556.5ヘクタールに対してでは、48.1%の整備率となっております。また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は77.4%となっており、整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は98.3%となっているところでございます。

平成29年度の決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては予算額 4 億938 万3,000円に對しまして、決算額 4 億1,135万1,000円となっています。

支出につきましては、予算額 3 億9,534万1,000円に對しまして、決算額 3 億9,051万2,000 円となっております。

この収入支出決算額から、それぞれ消費税、地方消費税を除いて差し引いた結果、1,890 万5,000円が当年度純利益となっています。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額5,765万4,000円に對しまして、決算額は5,797万9,000円となっております。

また、支出につきましては、予算額 1 億7,148万9,000円に對しまして、決算額 1 億6,896 万5,000円となります。

この結果、1 億1,098万6,000円の不足額となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額269万5,000円、過年度分損益勘定留保資金 1,159万円、当年度損益勘定留保資金7,921万7,000円及び繰越利益剰余金処分額1,748万4,000 円で補填しています。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

最後に、報告第 4 号 平成29年度基山町健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに公表することになっており、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8 月 8 日に基山町監査委員に依頼し、8 月22日に審査意見書を提出いただきました。今回その写しを付して報告させていただいております。

内容につきましては、健全化判断比率につきましては、基山町は実質赤字比率は赤字なし、それから、連結実質赤字比率は赤字なし、それから、実質公債費比率10.6、将来負担比率31.3 となっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

以上で今回の提案理由の説明を終らせていただきます。どうぞよろしく御審議いただきまして、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について、概要を説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

このため、本町教育委員会では、平成29年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成29年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。

また、報告書については、同法第26条第2項の規定に、事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されています。

このため、学識経験を有する3名の方に平成29年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についての御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから5 ページにかけて、平成29年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員の活動実績を記載しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページは、事務事業の評価の方法及び点検・評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

7 ページをお願いいたします。

7 ページに主要施策の評価として、平成29年度基山町教育の基本方針の重点目標を記載し、これに基づいて8 ページから22ページまでそれぞれの施策の目標と取り組み状況と成果、自

己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度も、①の取組と自己評価、②課題解決に向けた今後の方向性については、該当する項目でそれぞれ詳しく表記しております。

23ページをお願いいたします。

23ページから平成29年度基山町教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、8月21日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時37分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第29号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第29号 基山町地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

平成32年4月に開所予定の町立保育所、子育て交流広場などの整備に当たり、地方創生拠点整備交付金を活用し実施することといたしました。

地方創生拠点整備交付金（基金造成事業）交付要綱第7条に交付の条件が規定をされております。この条件は、一旦基金に積み増しを行い、基金は他の基金とは別に経理するものとされていることから、今回新たに基金を設置するものでございます。

まず、第1条の設置では、活用する事業を地域再生法第5条第4項第1号イに規定された事業としております。この条項は今回本町が認定を受けました事業で、具体的には地域再生

計画の地域再生を図るために行う事業に関する事項のうち、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化または生活環境の整備に資する事業でございます。

第3条は管理について規定しております。基金に属する現金は金融機関への預金のみと限定し、基金の運用を限定しております。

第4条は運用益金の処理でございます。想定される運用益金は、第3条で預金に限定したことから預金利子のみとなります。

本条例の施行につきましては、公布の日からとしております。

また、地方創生拠点整備交付金（基金造成事業）交付要綱で基金を造成して実施する事業は、平成31年度を期限として実施することとなっておりますので、附則第2条でこの条例の期限を平成32年3月31日までとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第30号の詳細説明を求めます。長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

それでは、議案第30号 基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例の制定について詳細説明をいたします。

議案書3ページをお願いいたします。

この条例は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項の規定に基づきまして、基山町歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議等を行う基山町歴史まちづくり推進協議会を設置するために制定するものでございます。

第1条、基山町歴史まちづくり推進協議会の設置について、法に基づき設置するものである旨を定めております。

第2条、所掌事務としまして、協議会が協議する事項について定めております。

第3条、協議会の組織について、委員の定数と対象者を定めております。

第4条、委員の任期につきまして、年数と委員が欠けた場合の補欠委員の任期を定めております。

第5条、協議会の会長及び副会長について、人数、選出方法、会長及び副会長の職務を定めております。

4ページをお願いいたします。

第6条、協議会の会議につきまして、その招集と会議の議長、会議の定足数、議事の決定方法を定めております。

第7条、会議録、協議会の会議録の作成について定めております。

第8条、委員以外の者の出席について定めております。

第9条、委員及び第8条の規定により、会議に出席した者の秘密保持義務について定めております。

第10条、委員の報酬及び費用弁償について定めております。

第11条、協議会の庶務について、定住促進課において処理する旨を定めております。

第12条、委任規定として、協議会の運営に必要な事項は町長が別に定めるとしております。

最後に、附則におきまして、この条例の施行期日について、公布の日から施行することとし、第4条、委員の任期に係る特例措置としまして、この条例の施行の日以後、最初に委嘱または任命された委員の任期を、来年度末、平成32年3月31日までとするとともに、第6条第1項、会議の招集に係る特例措置として、この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は町長が招集することとしております。

なお、議案資料1ページから2ページに、基山町歴史まちづくり推進協議会概要として、協議会設置の背景及び目的、歴史的風致維持向上計画の概要並びに今後の認定及び事業実施に向けたスケジュール、補正予算額及び協議会委員の構成を掲載しております。

また、議案資料3ページから4ページに、本協議会委員の報酬額について定めます基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の案及び新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第30号 基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例の制定について詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

それでは、議案第31号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員になるための要件を緩和するものでございます。

緩和についての改正点は2点ございますので、議案資料の5ページの新旧対照表、追加資料の7ページにより説明をさせていただきます。

まず1点目ですが、議案資料5ページの新旧対照表になりますが、放課後児童支援員になるための要件を定めています第10条第3項第4号を、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」から「教育職員免許法第4条の規定する免許状を有する者」に改めます。

本改正により、教育職員免許法上の免許を有する方が放課後児童支援員の対象となりますので、追加資料7ページにございます教育職員免許法第4条の免許状を有する方、例えば、特別支援学校の教員免許のみを有する方や特別免許状や臨時免許状を有する方も対象となります。

また、効力は問いませんので、教員免許更新制の導入により、かつて教員免許を取得した方で、免許自体は更新を受けておらず失効されている方についても対象となります。

次に2点目でございますが、同条同項10号、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を加えております。

本改正によりまして、5年以上、放課後児童クラブで実務経験がある方については、町長が認めた場合には放課後児童支援員となることができます。具体的には、高校を卒業されていない方であっても、5年以上の放課後児童クラブで実務経験がある方については対象となります。

今回の条例改正における改正後の条例の施行は、公布の日からの施行ということでお願いしております。

条例改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第32号の詳細説明を求めます。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

それでは、議案第32号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いします。

本改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、基山町家庭的保育事業等の代替保育の確保及び食事の提供、食事の外部搬入の現行経過措置を延長するものでございます。

改正点は3点ございますので、追加資料の8ページ、議案資料の6ページから9ページの新旧対照表により概要を説明させていただきます。

まず、1点目の代替保育の確保でございますが、第6条に第2項、第3項の2項を追加しております。

追加資料の8ページの表では一番上の項目の代替保育についての連携施設の確保の例外、議案資料の新旧対照表では6ページ、7ページの改正後の条文となります。

本改正によりまして、家庭的保育事業等を行う者につきましては、職員の病気休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業等を行う者にかわる保育である代替保育を提供する連携施設の確保が求められているところ、連携施設の確保が著しく困難であると認められた場合でありまして、第2項の要件を満たす場合は第3項の連携協力を行う者を確保することをもって、連携施設の確保にかえることができるとしております。

第2項に定めます要件とは、家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることとなります。

第3項の連携協力を行う者とは、家庭的保育事業等を行う場所または事業所以外の場所において代替保育を提供する場合は、小規模保育事業——こちらはA型、B型になります。または、事業所内保育事業を行う者となります。

事業実施場所において代替保育を提供する場合は、事業の規模等を勘案しまして、小規模保育事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者となります。

改正後の基準の適用対象は、こちらのほうは家庭的保育事業等とございますので、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業となります。

それぞれの事業につきましては、追加資料8ページに概要を記載しております。現時点では、基山町では家庭的保育事業、事業所内保育事業での該当はございませんので、条例改正の対象は小規模保育事業のみとなり、ちびはる保育園、ころころ保育園が対象となります。ちびはる保育園、ころころ保育園の連携施設は基山保育園となっているところでございます。

次に2点目ですが、家庭的保育事業を行う場合の食事の提供について、第16条第2項に第

3号を追加しています。

追加資料8ページの表では2番目の項目の食事の提供の例外、議案資料の新旧対照表では7ページの改正後の条文となります。

本改正によりまして、家庭的保育事業——こちらのほうは家庭的保育者の居宅で保育を提供する者に限りますが、こちらを行う場合の利用乳幼児に提供する食事につきましては自園調理が原則であるものの、連携施設、系列事業所以外でありましても、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託しており、一定の要件を満たす者として町長が適当と認める者で調理し搬入することが可能となります。

改正後の基準の適用対象は家庭的保育事業となります。現時点では、基山町では家庭保育事業の該当はございません。

次に、3点目の現行経過措置の延長でございますが、こちらのほうは附則第2条に第2項を追加しております。

追加資料8ページの表では第3番目の項目、議案資料の新旧対照表では8ページから9ページの改正後の条文となります。

本改正によりまして、家庭的保育事業を営む者などの経過措置、外部搬入の経過措置を現行の5年から10年間に延長しております。ですので、今、認可を受けております家庭的保育事業でございましたら、平成36年度末までは調理員の配置及び調理施設の設備を要しないこととするために、当該施設内での調理を行うために必要な体制を確保するように努めなければならないこととしております。

改正後の基準の適用対象は、家庭的保育事業となります。現時点では、基山町では家庭的保育事業の該当はございません。

今回の条例改正における改正後の条例の施行は、公布の日からの施行ということでお願いしております。

条例改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第33号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書9ページをお願いいたします。

位置につきましては、資料10ページをお願いいたします。

それでは、議案第33号 町道の路線の認定について御説明をいたします。

今回の町道の認定につきましては、住宅地の開発行為に伴い帰属を受けました道路の2路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、真尻5号線、幅6メートル、延長200メートル、起点、基山町大字宮浦字真尻481-3から、終点、基山町大字宮浦字真尻392-1までとなっております。起点は県道基山公園線と接続し、終点は町道真尻3号線と接続をいたします。

続きまして、真尻6号線、幅6メートル、延長98メートル、起点、基山町大字宮浦字真尻416-1から、終点、基山町大字宮浦字真尻410-27までとなっております。起点及び終点は真尻5号線へ接続をいたします。

以上で説明を終わります。御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書10ページをお願いいたします。

議案第34号 平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるために議会の議決をお願いするものでございます。

未処分利益剰余金については、資本的収入額が資本的支出額に対し不足しておりますので、補填財源として使用するため議決をお願いするものでございます。

議案の下のほうに処分計算書の表を出しております。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、承認第5号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会計補正予算（第3号））について説明を申し上げます。

議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。

まず、専決処分の理由といたしましては、7月の豪雨災害に伴い一般会計予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、8月3日付で専決処分を行わせていただいております、その承認をお願いするものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に1億3,000万円を追加し、総額をそれぞれ77億5,556万8,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、17款. 繰入金に基金繰入金1億3,000万円の増額を計上しております。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

9款. 消防費を296万8,000円、11款. 災害復旧費を1億2,594万9,000円増額し、また、14款. 予備費を90万円増額し、調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に1億3,000万円の増額をしております。

次に、4ページ以降の歳出でございますが、主なものを申し上げます。

7ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地農業用施設現年発生災害復旧費では、12節. 役務費に丸林地区水路に係る土砂等撤去手数料として137万4,000円、13節. 委託料に亀の甲ため池の災害復旧に係る測量設計業務委託料として865万1,000円の追加をしております。また、15節. 工事請負費には亀の甲ため池の応急仮工事として1,000万円の追加をしております。

次に、2目. 林業施設現年発生災害復旧費では、12節. 役務費に林道に係る土砂等撤去手数料として1,734万6,000円、13節. 委託料に林道の災害復旧に係る測量設計業務委託料とし

て6,110万7,000円の追加をしております。

8ページをお願いいたします。

2項. 公共土木施設災害復旧費、1目. 公共土木施設現年発生災害復旧費では、12節. 役務費に町道に係る土砂等撤去手数料として1,166万6,000円、13節. 委託料に町道丸林線の災害復旧に係る測量設計業務委託料として584万3,000円、15節. 工事請負費には町道丸林線の仮復旧工事として300万円の追加をしております。また、22節. 補償補填及び賠償金に物件復旧補償費153万8,000円の追加をしております。これは町道のり面が崩落し、民地の井戸を壊したことに伴う補償費でございます。

9ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。90万円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で承認第5号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第35号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、続きまして議案第35号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

議案書16ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ18億5,067万1,000円を追加し、予算総額を96億623万9,000円とするものでございます。

議案書の17ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、9款. 地方交付税を2億6,556万3,000円、13款. 国庫支出金を3億4,730万円、14款. 県支出金を4億8,079万2,000円、15款. 財産収入を1億4,379万円、18款. 繰越金を1億2,554万5,000円、20款. 町債を4億1,390万6,000円などの増額をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2 款. 総務費を 2 億3,956万2,000円、3 款. 民生費を 6 億4,391万円、8 款. 土木費を 3 億3,522万9,000円、11款. 災害復旧費を 6 億1,875万3,000円増額し、また、予備費を89万2,000円増額することで調整を図らせていただいております。

21ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

追加分につきましては、まず、町道の補助災害復旧に係る公共土木施設等災害復旧事業として2,400万円の追加をお願いしております。

次に、林道の補助災害復旧に係る農林施設災害復旧事業として7,950万円。

また、佐賀県が行う丸林地区の災害関連緊急治山事業の関連事業として行う排水路改良などに係るものとして、公共土木施設等災害復旧事業2,950万円の追加をお願いしております。

4 段目の一般補助施設整備等事業 2 億6,460万円の追加につきましては、基山保育園等建設に係るものでございます。

また、変更分につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が 2 億8,374万円となりましたので、1,630万6,000円の増額をお願いしております。

それでは、内容につきまして事項別明細書で御説明させていただきます。

事項別明細書の 3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款. 町税につきましては、調定額の見込みにより増額及び減額をお願いしております。

3 ページの 1 項. 町民税、1 目. 個人、1 節. 現年課税分は、均等割額、所得割額を合わせて968万3,000円の増額を、2 目. 法人、1 節. 現年課税分は、均等割額、法人税割額を合わせて2,370万7,000円の増額をお願いしております。

次の 4 ページ、2 項 1 目. 固定資産税、1 節. 現年課税分では1,747万3,000円の減額をお願いしております。

次に、5 ページの 3 款 1 目. 軽自動車税、1 節. 現年課税分では279万円の増額をお願いしております。

次の 6 ページ、4 項 1 目. 町たばこ税、1 節. 現年課税分では1,414万7,000円の減額をお願いしております。

なお、町税全体の補正額といたしましては326万6,000円の増額となっております。

7 ページをお願いいたします。

8款1項1目1節. 地方特例交付金につきましては、交付決定により473万8,000円の増額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税では、普通交付税の交付決定により2億6,556万3,000円の増額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

11款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金、1節. 農業費分担金に、災害復旧事業に伴う受益者分担金として農地農業用施設災害復旧費分担金を621万1,000円の追加をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、3目. 災害復旧費国庫負担金、2節. 公共土木施設災害復旧費負担金に現年発生災害復旧費負担金4,806万円の追加をお願いしております。これは町道4路線の補助災害復旧に係るものでございます。

12ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、8目. 総務費国庫補助金、1目. 総務費補助金に、住民票への旧姓併記に伴うコンビニ交付システムの改修のための社会保障・税番号制度システム整備費補助金384万4,000円の追加をお願いしております。

また、基山保育園等建設に係る地方創生拠点整備交付金2億9,403万1,000円の追加をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

3項. 委託金、1目. 民生費委託金、1節. 社会福祉費委託金に、法改正に伴う国民年金システム改修のための国民年金事務委託金124万1,000円の増額をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、1目. 総務費県補助金、13節. 少子化対策推進事業費補助金でございます。新たに取り組む結婚新生活者支援に係るものとして、地域少子化対策重点推進事業費補助金120万円の追加をお願いしております。

次に、8目. 災害復旧費県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧費補助金でございます。4つの林道の補助災害復旧に係るものとして、林道施設現年発生災害復旧費補助金3億1,820万5,000円の追加をお願いしております。

また、農地及び亀の甲ため池などの農業用施設の補助災害復旧に係るものとして、農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金 1 億6,140万3,000円の追加をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

15款．財産収入、1 項．財産運用収入、1 目．財産貸付収入、1 節．土地建物貸付収入に、普通財産貸付収入170万5,000円の増額をお願いしております。これはパーク・アンド・ライドの土地貸し付けの契約更新に伴うものでございます。

次に、2 目 1 節．利子及び配当金には、今回、設置条例を提案しております地方創生拠点整備基金の利子収入を1,000円計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

2 項．財産売払収入、1 目．不動産売払収入、1 節．土地売払収入に2,980万2,000円、2 節．建物売払収入に 1 億750万8,000円、3 節．立木売払収入に477万4,000円の追加をお願いしております。これらは実松川河川改修に伴う旧中央公民館の用地買収及び建物の立ち木に対する補償でございます。

18ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1 項．基金繰入金、2 目 1 節．財政調整基金繰入金に 1 億3,000万円、3 目 1 節．公共施設整備基金繰入金に 1 億6,620万円の減額をそれぞれお願いしております。

また、10目 1 節．ふるさと応援寄附基金繰入金に4,215万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

次に、11目 1 節．地方創生拠点整備基金繰入金に 2 億9,403万2,000円の追加をお願いしております。これは基山保育園等建設に係る地方創生拠点整備交付金を一旦基金へ積み立て、利子も含めて取り崩しを行い、事業への充当を図るものでございます。

20ページをお願いいたします。

繰越金には 1 億2,554万5,000円の増額をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

19款．諸収入、5 項 3 目 2 節．雑入に、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分過年度返還金として1,032万5,000円の追加をしております。こちらにつきましては、前年度分の精算分でございます。

また、障害児入所給付費等過年度返還金650万4,000円、災害派遣に対する救助費用過年度分184万5,000円につきましては、前年度に歳入予算化をしておりましたが、収入未済となり

ましたので、過年度分として計上いたしております。

23ページをお願いいたします。

20款．町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。

25ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、5目．財産管理費、11節．需用費に、修繕料として294万4,000円の増額をお願いしております。庁舎と町民会館をつなぐカルチャーパークの床面タイルの張りかえ修繕や空調設備修繕、駐車場の区画線引きなどに係るものでございます。

次に、15節．工事請負費に、旧中央公民館解体工事3,233万6,000円の追加をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

6目．企画費、17節．公有財産購入費では、P F I事業に伴う家屋購入費について、この2款1項6目．企画費から、後ほど出てきます41ページの8款．土木費、5項．住宅費に2目．地域優良賃貸住宅費を新設し、組み替えを行っております。

次に、19節．負担金補助及び交付金に、結婚新生活者への支援のための結婚新生活支援補助金240万円の追加をお願いしております。

次に、8目．財政調整基金費、25節．積立金に7,030万円の追加をお願いしております。これは地方財政法の規定により決算剰余金の2分の1以上を積み立てることとなっておりますので、2分の1相当額をお願いいたしております。

また、11目．公共施設整備基金費、25節．積立金に1億974万8,000円の追加をお願いしております。これは旧中央公民館に対する補償費から解体工事費を控除し、積み立てを行うものでございます。

こちらにつきましては、議案資料の追加分の11ページから13ページにおきまして、この分の工程表なり予算の内訳なり、あと位置図等を掲載しておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

次に、12目．諸費に、町制施行80周年記念事業の経費として208万7,000円の追加をお願いしております。

次に、15目．広報情報費、13節．委託料に、住民票への旧姓併記に伴うコンビニ交付シス

テム改修のための基幹系情報システム改修委託料384万5,000円の追加をお願いしております。

次に、16目．地方創生拠点整備基金費、25節．積立金では、基山保育園等建設に係る地方創生拠点整備交付金2億9,403万1,000円を積み立てるものでございます。

30ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、4目．国民年金費、13節．委託料に、法改正に対応するための国民年金システム改修委託料124万2,000円の追加をお願いしております。

31ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、2目．保育所費に、基山保育園等の建設に係る事業費の追加をお願いしております。13節．委託料では実施設計業務と工事監理業務に伴う委託料を合計で5,079万6,000円、15節．工事請負費には建物本体の建設工事費5億4,000万円、造成工事費5,000万円の追加をお願いしております。

これらにつきましては、議案資料の24ページに資料を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

34ページをお願いいたします。

5款．労働費、1項1目．労働諸費、18節．備品購入費に、無料職業紹介コーナー設置のためのものとして103万9,000円の追加をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

6款．農林水産業費、1項．農業費、3目．農業振興費、19節．負担金補助及び交付金に、農業生産基盤整備事業補助金86万円の追加をお願いしております。これは、かんがい排水施設の改良に係るもので、水利組合への補助になります。

38ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費、15節．工事請負費に、町道舗装補修工事292万7,000円、町道維持・補修工事414万8,000円、合わせて707万5,000円の増額をお願いしております。

次に、2目．道路新設改良費では橋梁補修の予算組み替えを行っており、13節．委託料で橋梁詳細調査・補修設計業務委託料を50万円、15節．工事請負費で橋梁補修工事を467万1,000円減額し、19節．負担金補助及び交付金に跨線橋（鹿児島本線）橋梁補修事業負担金に517万1,000円の増額をしております。

また、保育園等の建設に関連し、町道車路線の改良事業費として、15節．工事請負費に町

道改良工事3,589万9,000円、17節．公有財産購入費に500万円、22節．補償補填及び賠償金に電柱の移転補償300万円の追加をお願いしております。

41ページをお願いいたします。

先ほど御説明をいたしましたとおり、8款．土木費、5．住宅費に新たに2目．地域優良賃貸住宅費を設け、組み替えを行っております。

46ページをお願いいたします。

10款．教育費、4項．社会教育費、5目．文化振興費、11節．需用費に修繕料145万8,000円の増額をお願いしております。これは町民会館会議室のスライディングドア修繕、町民会館東側のアプローチ舗装補修、カルチャーパークの床面タイルの修繕に係るものでございます。

48ページをお願いいたします。

11款．災害復旧費、1項．農林水産施設災害復旧費、1目．農地農業用施設現年発生災害復旧費、15節．工事請負費に、農地農業用施設災害復旧工事1億5,130万円の追加をお願いしております。

次に、2目．林業施設現年発生災害復旧費では、11節．需用費に修繕料100万円、15節．工事請負費に林道施設災害復旧工事3億3,665万円の追加をお願いしております。

49ページをお願いいたします。

2項．公共土木施設災害復旧費、1目．公共土木施設現年発生災害復旧費、11節．需用費に修繕料1,200万円、15節．工事請負費に公共土木施設災害復旧工事1億1,715万8,000円の追加をお願いしております。

なお、議案資料の29ページに災害復旧費の資料を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

50ページをお願いいたします。

12款．公債費につきましては、本年度中の償還予定額が決まりましたので、元金につきましては157万3,000円の増額、利子につきましては84万2,000円の減額をお願いしております。

51ページをお願いいたします。

13款．諸支出金、2項．諸費、1目．国県支出金返納金、23節．償還金利子及び割引料に、国県支出金返納金85万9,000円の増額をお願いしております。臨時福祉給付金の精算分でございます。

52ページお願いいたします。

最後に、14款、予備費でございます。今回89万2,000円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で平成30年度基山町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第36号、議案第37号の詳細説明を求めます。吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第36号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億690万8,000円の追加をお願いし、総額を21億3,751万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、主に国民健康保険税の当初賦課額の確定、前年度からの繰越金の確定等でございます。

補正内容の詳細につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

説明欄の補正額の増減が20万円以上のもののみの説明とさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税については、まとめて説明をいたします。

国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、全体で45万8,000円を増額をお願いしております。主な理由は被保険者の増によるものです。

4ページをお願いいたします。

5款1項の県支出金、1目、保険給付費等交付金、2節、特別交付金、特別調整交付金分27万円の増額につきましては、システム改修費に対する交付金でございます。

5ページお願いいたします。

7款2項1目1節の財政調整基金繰入金でございますが、2,000万円の減額をお願いしております。これにつきましては、平成29年度からの繰越金の額が多かったことにより、基金

からの繰り入れが現在のところ不要と判断したものでございます。

6 ページをお願いいたします。

8 款の繰越金でございます。平成29年度の歳入歳出差し引き残高が確定しましたので、1 億2,587万3,000円の追加をお願いしております。

7 ページをお願いいたします。

9 款4 項5 目1 節．雑入、療養給付費等交付金に20万8,000円をお願いしております。これは平成29年度退職者医療療養給付費等交付金の精算による交付金の追加交付によるものです。

続きまして、歳出でございます。

8 ページをお願いいたします。

1 款1 項1 目13節の委託料、国民健康保険システム改修業務委託料として27万円をお願いしております。平成30年度国保制度改革に伴う国保事業報告システムの改修を行います。元号改正への対応についても今回の改修で行うこととしております。

10ページをお願いします。

7 款1 項1 目25節．積立金、財政調整基金積立金でございます。8,800万円をお願いしております。平成29年度から平成30年度への繰越金の額が多かったことによりまして、基金への積み立てが可能と判断したものでございます。

11ページをお願いいたします。

9 款1 項6 目23節．償還金利子及び割引料の療養給付費等負担金償還金として1,737万4,000円をお願いしております。国からの交付金などは現年分を概算で交付を受けまして、翌年度以降に精算をする仕組みになっております。多く交付されていた分について返納を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

9 款3 項1 目28節．繰出金の一般会計繰出金でございます。29万3,000円をお願いしております。平成29年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算を行うものでございます。

最後に、13ページをお願いいたします。

10款の予備費でございます。今回79万1,000円の増額をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

の説明をさせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,521万2,000円の追加をお願いし、総額を2億5,747万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、主に後期高齢者医療保険料の当初賦課額の確定に伴うものでございます。新規事業や制度にかかわる補正は今回はございません。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明させていただきます。主なもののみ説明させていただきます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款1項の後期高齢者医療保険料でございます。まとめて御説明いたします。

平成30年度の当初賦課が確定いたしましたので、2,085万8,000円の追加をお願いしております。被保険者の増によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金でございます。平成29年度の歳入歳出差し引き残高が確定いたしましたので、435万4,000円の追加をお願いしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。収納した保険料は全て広域連合へ支出をすることになっておりますので、2,512万円の追加をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、認定第1号から認定第3号までの平成29年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。酒井会計管理者。

○会計管理者（酒井智明君）

それでは、平成29年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に係る詳細説明をさせていただきます。

平成29年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、一般会計及び特別会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をいたしております。

町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。

後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告がなされます。

平成29年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 平成29年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書をつけて提出いたしております。

また、決算説明資料を決算認定関係資料として提出しておるところでございます。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほど町長が説明をいたしましたので、私のほうからは実施収支に関する調書・財産に関する調書等について説明をさせていただきます。

それでは、別冊の実質収支に関する調書・財産に関する調書等の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が81億1,419万7,000円、歳出総額が79億5,019万8,000円で、歳入歳出差し引き額が1億6,399万9,000円となっております。平成29年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が2,345万4,000円でございますので、実質収支額は1億4,054万5,000円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が23億3,799万7,000円、歳出総額が21億9,412万3,000円となっており、実質収支額は1億4,387万4,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が2億2,036万3,000円、歳出総額が2億1,600万8,000円となっており、実質収支額は435万5,000円となっております。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

4ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物につきまして、その主なものを説明いたします。

まず、土地の公共用財産の河川区域1,571平方メートルの増につきましては、才の上ため池の譲与によるものでございます。

次に、公衆用道路1,990.76平方メートルの増につきましては、開発行為による町道への帰属及び林道寺谷線の拡幅に伴う用地買収によるものでございます。

社会教育施設913.04平方メートルの減につきましては、合宿所の用地買収に伴い1,036.09平方メートルふえておりますが、歴史民俗資料館の用地を行政財産から普通財産に所管がえを行いましたので、1,949.13平方メートルの減となっております。このことにより、差し引き913.04平方メートルの減となっております。

その他の公共用財産259.91平方メートルの増につきましては、開発行為により公園として帰属があったものでございます。

続きまして、建物の木造について、社会教育施設の488.35平方メートルの増につきましては、合宿所の宿泊棟と食堂施設の増でございます。

福祉施設240.80平方メートルの増につきましては、放課後児童クラブひまわり教室新棟の増でございます。

次に、建物の非木造について、社会教育施設の611.22平方メートルの減につきましては、歴史民俗資料館の解体によるものでございます。

福祉施設374.18平方メートルの増につきましては、老人憩いの家から多世帯交流センター憩いの家へ改築したことによる増でございます。

次に、普通財産、土地の1,949.13平方メートルの増につきましては、先ほど申しましたとおり、歴史民俗資料館の用地を行政財産から普通財産に所管がえを行ったことによるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

山林につきましては、平成29年度中の増減はございません。

次の出資による権利につきましては、最後の項目の株式会社まちづくり基山への出資金が新規で増になっております。

次に、6ページから8ページをごらんください。

物品関係でございます。物品につきましては、50万円以上の物品について計上いたしております。

主な内容といたしましては、軽自動車3台を廃車して、新たに軽自動車3台増加してお

ります。また、合宿所の２段ベッド12組の増加と、運動厚生用具でテクノジムラン等４台を廃棄して、新たにランニングマシン等８台が増加しております。

９ページをお願いいたします。

基金関係の主なものについて説明をいたします。

まず、財政調整基金の2,804万1,000円の増につきましては、184万1,000円の利子と１億1,620万円の積み立てから9,000万円の繰り入れを減額したものでございます。

減債基金の2,710万4,000円の減につきましては、89万6,000円の利子積み立てから2,800万円の繰り入れを減額したものでございます。

公共施設整備基金の638万2,000円の増につきましては、利子の積み立てによるものでございます。

ふるさと応援寄附基金の１億8,292万5,000円の増につきましては、30万円の利子と３億8,625万5,000円の積み立てから２億363万円の繰り入れを減額したものでございます。

10ページから16ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけております。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、その他決算説明資料を提出しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、平成29年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議賜り認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、認定第４号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

31ページをお願いいたします。

認定第４号 平成29年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

決算書のほうは別冊の冊子となっております。

下水道事業会計の決算に係る説明をいたします。

平成29年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第１項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調製し、下水道会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をいたしております。

町長は決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委

員による決算審査が行われております。

それでは、平成29年度基山町下水道事業会計決算書の冊子により説明をいたします。

平成29年度下水道事業会計決算の認定についての議案においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業報告書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類、決算に係る主要な成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。

この後の説明の中で、主要な施策の成果と重複する部分については省かせていただきます。

それでは、決算書 1 ページから 2 ページについてお願いをいたします。

こちらにつきましては成果と重複いたしますので、省かせていただきます。

3 ページをお願いいたします。

基山町下水道事業損益計算書。

下水道損益計算書でございます。営業収益が 1 億6,592万7,760円となっております。営業費用が 3 億2,669万3,717円となっております。営業外収益が 2 億3,227万5,300円となっております。営業外費用が5,260万3,972円となっております。経常利益が1,890万5,371円となっております。

5 ページをお願いいたします。

下水道事業剰余金計算書でございます。先ほど議案をお願いいたしました部分、1,748万3,743円を資本金に繰り入れるところとしております。

続きまして、同じく剰余金、前年度末資本合計10億58万4,597円に当年度末純利益1,890万5,371円を加え、10億1,948万9,968円が当年度末の資本合計額となっております。

決算書 6 ページから 9 ページをお願いいたします。

下水道事業貸借対照表でございます。

それでは、9 ページをお開きください。

資本の部では 8 億8,254万5,895円となっております。剰余金合計が 1 億1,948万9,968円となっております。負債の部、資本の部合計で55億7,290万7,898円となっております。

12ページからは、平成29年度基山町下水道事業報告書となっております。

決算書の内容の詳細につきましては、決算報告書のほか、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表ほか、決算附属書類として事業収益明細書、事業費用明細書のそれぞれの明細書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

なお、下水道事業会計は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

以上をもちまして、平成29年度下水道事業会計決算の詳細説明をさせていただきました。

何とぞ審議を賜り認定いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。過能代表監査委員。

○代表監査委員（過能義隆君）（登壇）

それでは、平成29年度基山町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

まず、審査の対象ですが、平成29年度の一般会計と2つの特別会計の歳入歳出決算及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しています。それから、特定の目的のために資金を運用する基金として設けられました土地開発基金など3つの基金の運用状況を審査しています。

審査の期間ですが、平成30年7月17日から7月31日までで、末次監査委員とともに審査をしています。

審査の方法ですが、決算計数の正確性、予算の執行状況などにつきまして通常実施すべき審査手続を実施しています。

次に、審査の結果ですが、一般会計と2つの特別会計の決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認められました。

また、基金につきましては、その設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。

予算の執行状況につきましては、その予算の目的に従い、おおむね適正に執行されているものと認められました。

決算審査の意見につきましては、2ページから7ページに記載していますので、ポイントの部分だけ説明をさせていただきます。

2ページ、(1)一般会計の収支状況についてです。

平成29年度の歳入は81億1,400万円、歳出は79億5,000万円で、形式収支は1億6,400万円の黒字となっています。これから翌年度に繰り越すべき財源2,300万円を差し引いた実質収

支で1億4,100万円の黒字となっています。

次に、(2)国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の収支状況についてです。

国民健康保険特別会計の歳入は23億3,800万円、歳出は21億9,400万円で、一般会計からの繰り入れが1億2,300万円あり、実質収支で1億4,400万円の黒字となっています。

国民健康保険特別会計は、どこの自治体もそうですが、財政運営が非常に厳しい状況にあります。そのような中で、基山町の平成29年度の決算を見てみますと、歳入のうち国民健康保険税は3億8,700万円で、前年度より500万円減少しています。一方、歳出のほうは、歳出合計で63.5%を占めています保険給付費が13億9,300万円で、前年度より3,500万円減少しています。

なお、国民健康保険税につきましては、収入未済額は減少してきているものの、3,600万円と依然として多額になっていますので、なお一層の収入率向上に努めていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計についてですが、歳入は2億2,000万円、歳出は2億1,600万円で、一般会計からの繰り入れが4,800万円あり、実質収支で400万円の黒字となっています。

次に、(3)財政調整基金についてです。

財政調整基金は、平成29年度9,000万円を取り崩したものの、1億1,800万円の積み立てを行った結果、基金積立金残高は前年度より2,800万円多い5億9,000万円となっています。平成28年度の積立金残高の標準財政規模に対する割合、積立金現在高比率は14.3%となっていて、佐賀県下20市町の平均値21.9%に比べると低い割合になっています。

また、積立金残高では佐賀県下20市町中19番目であります。

日ごろから不測の事態に備え、目標値を定め、積立金残高をふやしておくことが望ましいと考えます。

3ページ、(4)減債基金についてです。

減債基金は平成29年度2,800万円取り崩され、基金積立金残高は3,900万円となっています。積立金残高が減少しているため、今後の繰り上げ償還の有無を考慮し、基金の計画的な積み立てを検討していただきたいと思います。

次に、(5)町債残高と借入金利子についてです。

町債残高は、平成29年度62億1,700万円となっています。町債残高につきましては、平成29年度7億7,000万円の借り入れがあり、年度末残高は前年度に比べ2億4,300万円の増加と

なっています。

平成29年度実績で町民1人あたりに換算すると35万9,000円で、財政に関する健全化判断比率を算出する大きなポイントになっている項目で、主にこの借入金の増減により比率が左右されます。

先ほど町長の報告の中で、平成29年度の将来負担比率は、多世代交流拠点整備事業などによる町債残高の増加及び子育て若者世帯の定住促進住宅整備事業の債務負担行為に基づく支出予定額の増加により前年度は算定されていませんでしたが、将来負担率は平成29年度は31.3%となっています。今後とも町債残高縮減の姿勢を堅持し、将来世代に過度な負担をかけないように、引き続き中・長期的な町債残高の縮減に努めていただきたいと思います。

次に、(6)自主財源についてです。

自主財源につきましては、平成29年度は44億600万円となっており、前年度より5億9,700万円増加しています。増収の主な要因はふるさと応援寄附金で、件数が4万5,106件、金額で10億9,200万円となっており、前年度より件数で3万1,787件、金額で5億2,000万円増加しています。

なお、企業版ふるさと納税寄附金は2,000万円となっています。

今後も社会保障費の増大や公共施設の老朽化に対応するための経費の増加が予定されます。厳しい財政状況のもと、安心・安全なまちづくりを進める基山町としましては、必要な住民サービスを維持するために自主財源の増収は不可欠であります。今後とも自主財源構成比を高める財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

次に、(7)収入未済額・不納欠損額についてです。

(7)のウに記載していますが、収入未済額のうち町税の収入未済額、いわゆる滞納ですが、この対応額が3,363万円で、昨年度より889万円減少しており、滞納額はここ4年減少しています。また、保育料の収入未済額は192万円で、前年度より11万円減少していますが、住宅使用料の収入未済額は450万円で、前年度より22万円増加しており、住宅使用料については未納の期間が相当経過しているものもあります。

税の滞納や使用料の未納は、負担の公平性を損なうのみならず、住民の納付意識の低下を招くおそれがあり、収入未済額につきましては債権の管理の徹底を図り、収入未済額の縮減に努めていただきたいと思います。

最後に、7ページ、(14)まとめに入ります。

基山町の一般会計の歳入は、先ほど申し上げましたが81億1,400万円、歳出は79億5,000万円となっており、多世代交流拠点施設整備工事や基山中学校校舎大規模改造工事などを行った結果、歳入歳出が前年度に比べ増加しております。

実質収支額は、一般会計と特別会計の合計額で平成29年度は2億8,900万円の黒字となっています。

なお、平成29年度の自主財源比率は、ふるさと応援寄附金の増加がありましたが、前年度に比べ1.8%低い54.2%となっています。

今後は、歳入面で国庫補助金等の減少や働き盛り世代の縮小、高齢化の進展などによる税収の減少が予想されます。歳出面では、社会保障費や公共施設等の老朽化に対応するための維持保全・長寿命化のための経費、自然災害に関する経費の増加などが予想され、財政の健全化とともに自主財源の確保が課題となります。

今後の財政運営に当たりましては、一層の各種財源、歳入の確保に町職員全員で取り組むとともに、基金の有効活用及び借入金縮減並びに事務の効率的な執行等による歳出抑制・削減に努め、限られた財源の中で住民のニーズを的確に把握したサービスの向上を図っていただきたい。そして、町民との信頼関係を築き、魅力ある基山町となるように努めていただきたいと思います。

以上です。

続きまして、平成29年度下水道事業会計決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

まず、審査の対象ですが、平成29年度基山町下水道事業会計決算について審査をしています。

審査の期間ですが、平成30年7月17日から7月31日までで、末次監査委員とともに審査をしています。

審査の方法ですが、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び各明細書につきまして、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されているか、計数は正確であるか、経営成績及び財政状態は適正に表示されているか、事業の運営は経営の基本原則に基づき行われているかどうかを主眼に、関係諸帳簿及び証拠書類と照合等を行うとともに、関係職員から補足説明を聴取し、定期監査、例月出納検査の結果も参考にしながら審査をしています。

次に、審査の結果ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び各種明

細書につきましては、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはなく、経営成績及び財政状態はおおむね適正に表示されていると認められました。

審査の内容につきましては、1 ページから20ページに記載していますので、ポイントの部分だけ説明させていただきます。

まず、1、事業の概要です。

(1)業務量につきましては第1表のとおりで、平成29年度に新たに供用を開始した主な地域は伊勢前地区で、平成29年度の普及率は77.4%で、前年度比0.1ポイントの低下、水洗化率は98.3%で、0.4ポイントの上昇となっています。

次に、3 ページです。2、予算の執行状況についてです。

これにつきましては消費税込みの金額で表示されています。

初めに、(1)収益的収入及び支出の状況ですが、第3表及び第4表のとおりで、これにつきましては営業活動により生じる収入と支出の状況であります。収益的収入は4億1,135万2,000円で、収益的支出は3億9,051万2,000円となっています。

次に、4 ページ、(2)資本的収入及び支出の状況ですが、第5表及び第6表のとおりで、これにつきましては施設の整備などに係る収入と支出の状況であります。資本的収入は5,797万9,000円であり、資本的支出は1億6,896万5,000円となっています。

なお、資本的収入が資本的支出に対し1億1,098万6,000円不足していますが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額269万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,159万円及び当年度分損益勘定留保資金7,921万7,000円及び繰越利益剰余金処分額1,748万4,000円で補填されています。

次に、6 ページの(4)、平成29年度の一般会計からの繰出金の状況です。

合計額で1億4,381万円となっています。この内訳は、一般会計補助金——これは企業債の償還利息に充てるものですが、4,258万5,000円、資本費繰入金——これは企業債の償還に充てるものですが、1億122万5,000円となっています。

次に、7 ページ、3、経営成績についてです。

これにつきましては消費税抜きの金額で表示されています。

(1)収益、費用及び収支の状況ですが、第7表、第8表及び第9表のとおりで、営業収益は1億6,592万8,000円、営業外収益は2億3,227万5,000円で、総収益は3億9,820万3,000円

となっています。

一方、営業費用は3億2,669万4,000円、営業外費用は5,260万4,000円で、総費用は3億7,929万8,000円となっており、その結果、経常利益は1,890万5,000円となっています。

次に、10ページ、4、財政状態についてですが、第11表、第12表の貸借対照表のとおりであります。

また、15ページ、5、キャッシュ・フロー計算書は第16表、18ページ、6、経営指標は第17表のとおりであります。

最後に、20ページ、7、まとめになりますが、当年度の損益計算書を見てみますと、総収益3億9,820万3,000円に對しまして、総費用3億7,929万8,000円で、差し引き1,890万5,000円の純利益を計上、前年度と比較すると29万2,000円の増となっています。

収益では、総収益に占める本業である営業収益は1億6,529万8,000円で総収益の41.7%、営業外収益は2億3,227万5,000円で総収益の58.3%となっており、営業外収益が大きく上回っています。

一方、費用においては、営業費用のうち処理場費が9,319万円、減価償却費が1億5,895万8,000円で、営業外費用のうち支払利息が4,258万7,000円で総費用の77.7%を占めています。

その結果、本業である営業収支は1億6,076万6,000円の赤字になっていますが、営業外収支の1億7,967万1,000円により黒字化、差し引き1,890万5,000円の純利益となっています。

基山町の下水道整備事業につきましては、基山町公共下水道事業全体計画書に基づき進められていますが、人口が伸び悩む中、下水道収入の増加は大きく期待できず、将来における施設整備、維持管理に多額の費用を要する状況にあり、厳しい状況が続くと思われます。

今後の事業運営に当たりましては、接続率の向上による収入の確保、より一層の経営の効率化やコスト削減に努め、健全な下水道財政の維持を図り、安定的なサービスの提供が行われることに努めていただきたいと思います。

なお、経費回収率、これは汚水処理に要した費用に対する、使用料に対する回収程度を示す指標ですが、この回収率が100%を下回っており、収支不足を解消するためにも適正な下水道使用料の検討を行っていただきたいと思います。

また、未収金につきましては債権の管理の徹底を図り、受益者間の公平な負担の観点からも未収金の縮減に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

日程第20 決算特別委員会の設置について

○議長（品川義則君）

日程第20. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の定数を12名とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後0時14分 散会～